

第4回船橋市児童相談所基本構想策定検討会 議事録

1 開催日時 令和3年7月2日（金）18：30～20：00

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

宇佐美	政英	委員
内田	徳子	委員
大塚	佳子	委員
柏女	霊峰	委員（会長）
川崎	二三彦	委員（副会長）
竹下	利枝子	委員
本間	敏子	委員
松本	歩美	委員

(2) 事務局

船橋市健康福祉局長

大竹 陽一郎

船橋市健康福祉局子育て支援部長

杉森 裕子

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課

大屋 武彦 課長

藤沢 徹 課長補佐

村田 真一 主任主事

染谷 洋輔 主任主事

船橋市健康福祉局子育て支援部家庭福祉課家庭児童相談室

河南 和代 所長

荒井 孝之 主事

近藤 修司 主事

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

1. 委員紹介（公開）
2. 会長及び副会長の選出（公開）
3. 議事（公開）
  - (1) 基本構想（案）及びパブリック・コメントの結果について
  - (2) 船橋市児童相談所の開設に向けた助言について
4. その他（公開）

6 傍聴者の定員、実数 定員 6 名、傍聴者 3 名

7 議 事

（藤沢課長補佐）

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、船橋市児童相談所基本構想策定検討会に出席いただきありがとうございます。

しばらくの間進行を務めさせていただきます、家庭福祉課課長補佐の藤沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、4月1日付の人事異動により、事務局員に異動がありましたのでご紹介させていただきます。

健康福祉局長 大竹陽一郎です。

大竹です。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援部長 杉森裕子です。

杉森でございます。よろしくお願いいたします。

家庭福祉課長 大屋武彦です。

大屋と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は 20 時を目処に進めさせていただきます、よろしくお願いいたしますします。それでは、これより会議を開会いたします。

まず、会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第 26 条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。

また、会議終了後には会議資料及び会議録を公開し、閲覧に供することといたします。

続きまして、会議の傍聴につきましてご報告いたします。本日の会議は傍聴の定員を6名とし、市ホームページで公開し、本日3名の方から傍聴の申し込みがありました。それでは傍聴者の方は入場してください。

傍聴者の方は配布した注意事項を遵守するようお願いいたします。

本日の会議につきましては、8名の委員の内現在5名に出席いただいていることから、船橋市児童相談所基本構想策定検討会設置要綱第5条第2項の規定により、開催に必要な過半数に達していることを御報告いたします。なお、Web会議により参加される委員、途中で参加される委員もいらっしゃいますので、その時にまたご挨拶させていただきたいと思っております。

続きまして、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、第4回基本構想策定検討会 次第、

船橋市児童相談所基本構想策定検討会 席次表、

第4回船橋市児童相談所基本構想策定検討会 会議資料一覧、

資料1 船橋市児童相談所基本構想策定検討会 設置要綱、

資料2 船橋市児童相談所基本構想策定検討会 委員名簿、

資料3 船橋市児童相談所基本構想(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

資料4 船橋市児童相談所基本構想(案)、

以上でございます。不足している資料がありましたらお申し出ください。

よろしいでしょうか。

続きまして、次第の1、委員紹介となります。私から紹介させていただきます。

淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 柏女霊峰委員でございます。

船橋市家庭児童相談室 家庭児童相談スーパーバイザー 竹下利枝子委員でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間敏子委員でございます。

船橋青い空こどもクリニック 院長 松本歩美委員でございます。

続きまして、Web会議システムにより参加いただいている委員をご紹介いたします。会場の皆様は中央のモニターをご覧ください。

柏綜合法律事務所 弁護士 内田徳子委員でございます。

改めましてよろしく願いいたします。

続きまして、会議の進行方法についてお伝えいたします。

会議中に発言される場合、会場にお越しの委員の方は挙手をしていただき、会長の指名を受けた後にお手元のマイクのスイッチをオンにしていただき、赤いランプが点きましたらご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度マイクのスイッチを押して赤いランプを消していただきますよう、お願いいたします。

Webから参加いただいている委員の方につきましては、システムの挙手ボタン

を押していただき、会長の指名を受けた後にミュートを解除してご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度ミュート状態に戻し、挙手マークを消していただくようお願いいたします。

それでは、次第の2、会長及び副会長の選出を行います。会長は検討会を代表し、議事の進行等を行っていただきます。会長及び副会長は当検討会設置要綱第4条の規定により、互選により定めることとしております。

令和3年3月31日までの任期中は、会長を柏女委員、副会長を川崎委員に務めていただきました。前回と同じメンバーではございますが、今回、新たな任期となりますので、改めて選出を行います。

それでは、会長に立候補又は推薦がありましたらお願いします。

(柏女委員)

よろしいでしょうか、柏女です。前回会議まで会長を務めさせていただきましたし、本日の会議はこの検討会の締め括りの会議となりますので、よろしければ私の方で最後まで会長の任を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、私の方から副会長を、まだお見えになっていませんけども、川崎委員に副会長を務めていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、早速議事に入っていきたいと思います。

今日の議事は二つということになります。一つは基本構想(案)及びパブリック・コメントの結果について、事務局からご報告をいただきたいと思います。

前回会議の時はパブリック・コメントを出す前という所まででしたが、その後の状況を踏まえて報告をいただきたい、それから、それに伴って一部修正を行った基本構想(案)についても、ご報告をいただいた上で、それについてのご意見を頂戴するというのが第1の議題になります。

第2の議題は、基本構想(案)から少し離れても結構ですが、船橋市児童相談所の開設に向けて具体的なアドバイスを委員の皆様からいただければと思います。出来ればこの時間を沢山取りたいというように思っております。

最後は、今日で最後の回になりますので、簡単ですけど一言ずつ、皆さんお一人ずつお時間を頂戴できればと思っております。

タイトなスケジュールになるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、(1) 基本構想(案)及びパブリック・コメントの結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(大屋課長)

事務局でございます。それでは議事(1)基本構想(案)及びパブリック・コメントの結果について、ご説明させていただきます。

はじめに、今回のパブリック・コメントの結果の概要について、その後、パブリック・コメントの結果と事務局の文言等の整理を反映させた最終的な基本構想(案)についてご説明させていただきます。それではまず、パブリック・コメントの結果についてです。

これまでの検討会で頂戴したご意見等を取りまとめた基本構想(案)について、5月1日から5月末まで、市広報誌及び市ホームページを通じてパブリック・コメントを行い、11名の方から32件のご意見を頂戴しました。いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方は、先週6月25日に市ホームページで公開したところでございます。寄せられたご意見については多岐に渡りますが、本日はお時間の関係もありますので、主な物についてご説明させていただきます。

お配りしました、資料3 船橋市児童相談所基本構想(案)に対する意見募集(パブリック・コメント)の実施結果についての2ページをご覧ください。

No.3ですが、限られた財源を意識し、職員数や業務の精査をすべきというご意見をいただきました。これにつきましては、市の考え方として、職員の配置については、法令等の基準や他自治体の状況を踏まえ適切な職員数を配置する旨の回答をしております。

次に4ページ、No.7になります。児童相談所の運営を評価する制度等を設けるべきというご意見です。これにつきましては、厚生労働省が民間シンクタンクに委託した児童相談所の評価に関する調査研究の成果や、千葉県が昨年度実施しました児童相談所の評価の結果を参考に、適切な評価制度を設ける旨を回答しております。同じく少しページが飛びますが、9ページのNo.28も同様のご意見で、児童相談所の運営に関して、子どもの安全を確保するため何らかの制度が必要な旨のご意見を頂戴しております。

それでは4ページ、No.9ですが、海辺の埋立地だが、津波や液状化などの想定はしているか、立地に問題はないのかというご意見でございます。これにつきましては、市として整備地の津波や内水等の被害想定をしておりますので、今後の施設の設計等において、より具体的な対応方法の検討を行う旨の回答をしますとともに、No.9については基本構想(案)にも反映しております。

説明の最後は9ページ、No.31です。子どもの権利保障のための環境整備は、検討ではなく取り組むべきとのご意見です。これにつきましては、子どもの権利

保障のための環境整備については重要なポイントですので、現在、検討するとなっておりますが、体制づくりに努めると修正をいたします。なお、これにつきましても基本構想（案）に反映しております。

パブリック・コメントに寄せられた主なご意見の説明につきましては以上です。なお、32件のご意見を頂戴しておりましたが、今回は市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示す基本構想（案）に対するご意見を頂戴するものとし、個別具体的にご意見につきましては市の考え方をお示しするのみとし、基本構想（案）に反映したのは只今ご説明いたしましたNo.9とNo.31の2点であることを申し添えます。

それでは引き続き、パブリック・コメントの意見に対する回答と、事務局での文言整理を反映した、最終の基本構想（案）についてご説明させていただきます。

資料4 船橋市児童相談所基本構想（案）をご覧ください。

今回、パブリック・コメントにかけました基本構想（案）から変更した箇所は、文言整理を含め、赤字でお示ししております。細かい点は多々ありますが、主な変更点についてのみ、順を追ってご説明させていただきます。

それでは3ページの本文上から3行目をご覧ください。修正前は住民に身近な市町村の窓口としており、同じく3ページの下から4行目には、住民に最も身近な行政窓口としており、6ページの本文1行目では市民の身近な相談窓口という表記をしておりました。

同じ意味合いですが、文言が微妙に異なっておりましたので、今回の修正で、子どもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口という文言に統一させていただきます。

6ページをご覧ください。下段の赤字の4行についてですが、平成28年度の児童福祉法の改正に関して、市町村における支援拠点の整備や市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化、それと児童相談所の体制強化等、こうした改正内容を加味し、厚生労働省が公表している法改正の概要に沿った文言に修正をいたしました。

後半2行につきましては、7ページの表の一番下、子ども家庭総合支援拠点の文面をそのまま引用してありまして、内容が重複しておりましたことから、文言をコンパクトにまとめたものでございます。

なお、文章の表現等につきまして、委員の皆様のご意見がございましたら、この後ご議論いただければと思っております。次に、8ページと10ページですけれども、グラフの数値の更新をいたしました。

5月に千葉県より県内児童相談所の相談件数等の令和元年度分の数字が公表されましたので、新たに令和元年度の数字を追加いたしました。併せて、本文中の数字も平成30年度の数値から、令和元年度の数字に修正をしております。

次に12ページをご覧ください。

②介入（権限行使）と支援の二元化の本文ですけれども、この本文を一読して、市にあるものと市にないものが前段と後段で分かるように、文言の入れ替え等を行ったものでございます。

このように、今回事務局で行った文言整理につきましては、当初の内容を大きく変更するものではございませんことを御了解いただければと思います。

それでは最後に、今回のパブリック・コメントのご意見をを受けて修正した2ヶ所についてご説明をいたします。

一つ目は18ページになります。(12) 子どもの権利保障のための環境整備についてです。

これについては、権利保障やそのための環境整備について検討しますではなく、市として取り組むべきもののご意見を頂戴しており、市としてもそうすべきとの判断をいたしましたので、中段は「仕組みの構築を目指します」、最後は「体制づくりに努めます」という文言に修正しております。

二つ目は、19ページ(1) 整備地の選定です。

こちら、埋め立て地であることに問題はないのかのご意見を頂戴しましたので、本文の最後に「なお、当該地における津波や内水、液状化については、今後、施設の基本設計等において、管理運営に支障をきたすことがないよう対策を講じます。」との一文を追加いたしました。

パブリック・コメントの実施結果と基本構想(案)の修正点に関する事務局からの説明は以上でございます。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。それでは今回事務局の説明を踏まえてご意見ご質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。どなたでも結構です、いかがでしょうか。

特に基本構想の修正についてのご意見がなければ、これをもって構想の(案)を取らせていただく形にして確定をさせていただき、検討会の報告という形にさせていただきたいと思います。何かご意見ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。はい、よろしければこの基本構想については、検討会の方から市の方に提出させていただくというような形にさせていただきたいと思います。皆様方のご協力に心より感謝を申し上げます。

また、パブリック・コメントについては、既に結果を公表しているものですが、パブリック・コメントに特に採用されなかったご意見についても市の考え方を書いてありますが、細部に渡るものについてはとても貴重なご意見が書かれているというように思いますので、私たちがこれから述べる今後の児童相談所の

開設に向けた助言と共に、このパブリック・コメントでいただいたご意見も尊重しながら進めていただくことを市の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは議題の1については、この通り承認という形にさせていただきたいと思います。

では、次の議題になります。ここがメインになるかと思いますが、船橋市児童相談所の開設に向けた助言についてということです。

これまでは市児童相談所の基本構想を策定するという検討だったわけですが、基本構想策定後も当然開設に向けて様々な検討や準備が必要になるというように思われます。

委員の皆様は特にこの部分について、様々な知見やご経験をお持ちになっていらっしゃると思いますので、船橋市の児童相談所がより良いものになりますよう、基本構想よりも詳細な内容、更には運営にあたっての具体的な助言などをご発言いただければと思います。

これについて1時間は取れませんが、30分から40分程の時間は取れますので、ご参加していらっしゃる委員の方全員にご発言していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

なお、松本委員が所用によりこの後退席されると聞いておりますので、まずは松本委員から市へのご助言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松本委員)

松本でございます。いくつかお伺いしたいことと、お伝えしたいことがありますけども、その前に構想の中の一番最後にスケジュールがありますけど、かなり大雑把なスケジュールなので、最後ここを締めるにあたって、今後どのように進んでいくのかという見通しを教えてくださいたいと思います。

(柏女会長)

では事務局の方でお願いして、それを受けて松本委員からアドバイスをお願いします。

(大屋課長)

事務局でございます。松本委員からご指摘いただいたのは、21ページの表があまりにも大雑把というか、ざっくりしたものだということだと思いますので、簡単に市の方で補完説明をさせていただきたいと思います。

基本構想はこの後市長決裁を経まして、市として正式に策定します。今日の会議でご承認頂きましたので、なるべく早い時期に進めたいと考えております。



その次の段階というのが、施設の基本設計と実施設計になります。

それにかかる期間を、手続きと契約等とその前段階を含めまして24ヶ月、大体2年で実際の作業は20ヶ月を考えております。

その後、その表を見ると建設工事に2年半を取っておりますが、2年半ずっと工事をしているわけではなく、その前に職員がそこに入って備品とか書類だとか、業務の準備をしないではいけませんので、それに4ヶ月から半年は取りたいと思っておりますので、工事の施工に約2年かけて、合計で4年半をかけて出来れば良いと思っております。ただ、今の私の方で基本設計と実施設計にいつの時点で着手できるかというのは、これは庁内で市長も含めまして協議をして時期が決まるというように考えておりますので、大体開設までは、基本設計に着手してから4年半ということでご理解いただければと思います。

(会長)

それを受けて松本委員。

(松本委員)

ありがとうございます。私はこの会議に参加させていただきまして、最初の方からお話しているように、現場で困ってしまったことが沢山ありましたので、家児相の皆さん、市川児相の皆さんに助けていただきながら解決に向けて進んだわけですけれども、それが市内で身近に相談できるようになるということで大変期待をしております。

この場には医師会の推薦で来させていただいているわけですけれども、今は理事をおりまして、最初の方にもお話したように、船橋市医師会は今後子ども支援に力を入れようとしている所ですので、ぜひ連携をしたいのですが、4年半の間、連携をどう取っていくかが心配で、今お伺いした所ですけれども、これで終わりということにならないように、進捗具合ですとか、連携をさせていただきながら進めていければと思っております。よろしく願いたします。

今後どうやって繋がりを保っていくか、システムという言葉しか思いつかなかったのですが、何か考えていただけたらと思います。

それからパブコメの中にもありましたけれども、やはり新しい物を、お金をかけて作るということですので、市民の皆さんに、児相は必要だと丁寧な説明が必要だと思いますので、費用の事も含めて、費用がかかっても大事なことだというメッセージを継続的に発信していただきたいと思っております。

以上でございます。今後もよろしく願いたします。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。松本委員は途中でご退席ということですが、ぜひ居られる時間は居ていただければと思います、ありがとうございます。それでは、ここからは挙手でご意見を頂戴できればと思います。

ご意見としては、例えば、市の児童相談所と子育て世代包括支援センター、保健センター、市の関係部署との役割分担のあり方について、2点目が、ここは千葉県や千葉市から学ぶべき事項と、また頼まなければいけないこともあるかと思いますが、女性サポートセンターとかそういう所について、そちらの社会資源もお願いしなければならないと、そういうことについてご意見を頂戴出来ればと思います。

また3点目は、今後、県の児童相談所が2施設でき、柏市児童相談所の設置計画がある中で児童福祉司や心理司といった専門職員の確保や育成はどうしていくか、募集がほぼ同時期に入るという形になるということですが、どう考えていけば良いか。

それから、その他、市の児童相談所に求めるもの、更には先程松本委員が仰ったように、基本設計・実施設計・建設工事に至るプロセスの中で、どんな工夫をしていったら良いかということなどについて、ご意見を頂戴出来ればと思っております。

どうぞ、どなたからでも結構ですのでよろしく願いいたします。

はい。では竹下委員お願いします。

(竹下委員)

竹下です。今、市家庭児童相談室のスーパーバイザーを任せていただいておりますが、在宅事例での非常にきめ細かい支援を行っているなという感じです。

ただ、今の棲み分けですと、施設に入ったり里親委託されると、市川児童相談所はその後の子どものケアや家庭の支援をもつばら行うこととなって、市児童相談所が出来ると、たとえ子どもが分離された間も家庭と直接やりとりできる、いわば子どもが施設に入っても一貫した支援が出来る、いずれは家庭に帰るお子さんもいらっしゃるわけですから、そういった一貫した支援が出来るということが、市児童相談所が出来ると意義が非常に大きいかと考えています。

それに関連して、市児童相談所が単体で出来るというだけではなくて、子ども達が所謂社会的養護と言われている施設や里親などの所へ行くわけですが、千葉県の場合その受け皿が不足しているというのはかねてから言われていることですが、今後とも市児童相談所が開設して県や施設とも協議しながら進めていくとは思いますが、準備段階から社会的養護の部分をどう開拓していくのか、どう関係を持っていくのか、市としてはどういう方針でいくのかということも

考えながら、児童相談所の設置の事も、児童相談所だけでなく社会的養護、社会的養育という広い意味で使われていますけど、そういった部分へも目を配るといふか、準備段階から視野に入れて欲しいと思います。以上です。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。先程宇佐美委員が入られて、今川崎委員が入られましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それと川崎委員、私から副会長に指名させていただきましたのでご了承ください。

それでは他の方どうでしょうか。ご意見がございましたらお願いしたいと思います。Web参加の3名の方いかがですか。

先程申し上げたような論点について、今後の進め方等についてのアドバイスをせつかくの機会ですので頂戴出来ればと思います。本間委員何かありますか。

(本間委員)

今回、いろいろ参加させていただいて、我々は児童相談所から措置された子どもを預かっているということで、入ってきた子ども達の情報から、色々なことがあって、こちらからやっていただきたいという意見を通していただいたことに感謝しております。今、県内にも児童養護施設が19あって、他にも里親やファミリーホームと色々ありますけれども、その中で千葉県児童福祉施設協議会という団体があって、その中でやり取りしながら、児相の方ともやり取りして、今後、千葉市から学ぶこと、県から学ぶこととして、毎年何回も施設の方と児相の方と話をし、その中で色々、28条の時はどうすればいいのかなどと、色々な情報交換をさせていただく中で、これから船橋市もそこに入り情報交換をさせていただければと思います。

どうしても子どもの入っている施設の方ではなかなか大変なのですが、子どもの権利保障とかが入っていましたが、子どもの権利ノートを作るということで、千葉県では小学校4年生以上に渡すということで、子どもの権利保障というものをしっかりやっていただきたいと思いますので、今後もよろしく願いしたいと思います。

(柏女会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。その他如何でしょう。

意見が出るまで私の方でいくつか申し上げたいと思いますけれども、市に児童相談所が出来て、今後子育て世代包括支援センターや利用者支援事業といった別の拠点も出来ていく、或いは家庭児童相談室との棲み分け等が必要となっ

てくるわけですが、理想的な役割分担としては、児童相談所は法的な介入も含めて行政機関として行政処分を行うのが非常に大事な役割になるかと思えます。それに対して家庭児童相談室、更には子育て世代包括支援センターなどは、本来あるべき姿としては、やはり地域包括ケア、地域の中で色々なサービスを組み合わせて保護者の方に提供していく、いわばケアマネジメントが求められてきます。いわば寄り添い型支援といったことになると思いますが、それを考えると、地域包括ケアを進めていくにあたっては、これは一か所では無理だと思っていて、今も高齢者の方では、地域包括支援センター等は複数設置されて、そしてそこが中心になって機能していくわけですので、児童相談所は一か所の方が良いかもしれませんが、それ以外の寄り添い型の支援を特にケアマネジメントをしていく所は、理想的には複数箇所、各地域に一か所位出来ていく事が大事なかなと思っています。

後は千葉県との関係の話が少し本間委員の方からも出ましたけれども、千葉県にはやはりこれから被害確認面接とか、なかなか市町村では出来難い、それを高度と言って良いのか分かりませんが、出来難い専門的なノウハウをしっかりと提供してもらおうというようなことが大事なかなというように思います。

また、今、千葉県には立派な子ども虐待防止マニュアルが出来ていて、今回の数年前の事件を受けてかなりの改正が行われていますけれども、そうした実務マニュアルを船橋市も作っていかねばならない、そういうことになるわけですので、それについてのアドバイスも適宜頂くことが大事かなと思います。

更には先程申し上げましたけれども、社会資源がない、船橋市にないものについては千葉県のものをお借りする、或いはご協力ご尽力いただくということが大事になってくるかなというように思います。

後はですね、職員の確保・育成、ここはかなり大きな問題になるだろうというように思います。おそらく福祉職はそこまで応募がないだろうと思います。特に児童相談所部門への就職については、福祉職の大学の様子を見ていても、福祉職の児童相談所を希望というのは少ないと思います。

そう考えると、以前、千葉県がとってきたような、良い悪いはもちろんありませんけれども、教員を人事の一環として児童相談所に配置するとか、或いは保健師等を人事ローテーションの中に入れていくとか、多様な方法を探りながら進めていかないとならない事態が生じるかなと思います。

そうした、少し幅広に児童福祉司の採用と養成を考えた方が良いと思います。

あとは、先程松本委員が仰った、基本設計・実施設計・建設工事に至るプロセスの中で、今回の基本構想を作る検討会よりもっと具体的なレベルダウンした会を設けたり、或いは随時当事者に意見を聞いたりしながら進めていくということが大事かなと思います。千葉県市川児童相談所の設置検討に委員長として携

わったわけですがけれども、その時は基本設計・実施設計の時にこの検討会を設けて、そして、例えば千葉県の子童相談所の一時保護所の子ども達にアンケートを取ったり、或いは児童養護施設の子どもの意見を聞いたりしながら、一時保護所の設計等については考えていきました。そういうような事も随時取り入れながら、進めていっていただくことが良いかと思っております。

私はこのように考えております。他の方如何でしょうか。

それではご指名をさせていただきます。宇佐美委員お願いいたします。

(宇佐美委員)

すみません、外来が終わらなくて遅くなりました。国府台病院の宇佐美でございます。よろしくお願いいたします。

基本構想とパブリック・コメントを読ませていただいて、適切に進んでいるという印象を受けました。

パブリック・コメントにも書いてありましたが、新しく設置するということで、色々なIT技術など、児童相談所で様々な子ども達の情報を集めていくことになり、ということはデータを蓄積していくことで、新しく作るということでスタートして、船橋市の情報の一元化がある意味出来ると、情報を見ながら考えることも出来ると思いますし、電話連絡してもなかなか出ないお母さんも沢山いますので、そういったものを駆使して、うまく連絡が取れるようにしていただくと、現場の職員の負担がなるべく減るかと思っています。

あと、スタッフの育成がとても大事だと思っていますので、先程福祉司の話もありましたが、心理司の方も、出来れば医療の現場の事も少し知ってもらえると、実際に連携する時にその齟齬が大きいということも多いですので、我々の業務は医療業界の中で動いていますので、現場の事を学んでもらえる機会をもってもらえるとより連携し易いですし、お互い顔が見える方が連携はうまくいきますので、うまく出来るように研修も組んでもらえると助かると思っています。

また、医師の確保も物凄く大変になると思うので、計画段階から進めていただければと思っています。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます、それでは続いて内田委員お願いします。

(内田委員)

内田でございます。船橋市児相を設置する最大のメリットは相談窓口の一本化になると思いますので、市民に十分広報することが必要かと思っています。

ですが、従来のイメージのままだと「児童相談所」に相談することを避けてしまうケースが想定されますし、他の関係部署で相談を門前払いすることは避けなければなりません。複数の機関に並行して相談することも有り得ます。従って、全ての関係部署間の連絡や情報共有を円滑に行うことが必須です。その上で、どのようなケースはどこが分担するのかという枠組みと、境界が曖昧なケースについて市児相が振り分けを行う仕組みを決めておくべきだと思います。

職員の確保については県内でも競合することになりますが、研修等については相互に協力することも可能だと思います。他の児相職員と意見交換などを行うことはとても勉強になると思います。

子どもに関わる問題は大人と同じだけ広く、様々な分野が存在しますが、子どもの視点からそれらをまとめ調整するのが児童相談所だと思います。市児童相談所には子どもの安全を守り、成長を支援する組織として、子どもに関わる全ての機能をコントロールする司令塔になって欲しいと思います。

(柏女会長)

ありがとうございました。それでは川崎委員をお願いします。

(川崎委員)

遅れて参加したので確認なのですが、議事の基本構想1と2とありますが、2の方に入っているということですかね。

(柏女会長)

そうです、基本構想については全て承認されました。

(川崎委員)

わかりました、今後ということですね。児相の設置という内容については、パブリック・コメントの中で一つ論点だったと思うのは、公務員なのでなるべく少なくする、効率良くするという意見と、充実させるという意見があったと思いますが、一つは児童相談所という子どもの権利擁護をしていくという大切な機関で、体制をしっかり作っていくという基本構想の案をしっかり周知するというか、子どもの権利の大切さというものを、児相を設置するにあたってより市民に理解していただくということが大事なかなということが一つです。

ただ、基本構想を進めるにあたって、先程多くの方が仰っていたように、児相の設置というのが、東京の特別区でも設置が遅れている、その理由は人材確保が出来ない、千葉県も増員したいと仰っていたと思いますが、なかなか思い通りの人材確保が難しいといったことがあったかと思っています。船橋市としてこれから

児相を作っていくにあたっては、体制をどうやって確保するのかということをしっかり考えないと、建物が出来たけれども体制が整ってなくて、逆に児相が批判されるということもないとは言えない状況かと思います。

児相が設置されるまで、市の職員を県や千葉市児相に派遣するなどして、現在の職員の人達が色々な研修を積んで力を発揮出来るようにしていくことを真剣に考える必要があるのではないかと思います。

パブコメに対して市の回答にもありましたけれども、県の協力を仰ぐ、県も児相を新たに作るという動きがある中で、どれだけの人を船橋市一市に割いていただけるのかということが難しいと思うので、やはり同じ県内の児相であるということで、しっかり千葉県に協力を要請するということが大事ではないかなと思います。

それからもう一つ、パブリック・コメントで気になった意見が、専門性が偏るのではというものがあつたと思います、ただ児相は経験の蓄積がないということが全国的に問題になっている訳で、3年以内という人が半数以上になっていると言われています。船橋市も人事の形態というものがあつてもいいのですが、現在の情勢からすると、経験の蓄積を果たしていくということを当面の必要事項として意識して、児相の設置運営をしていくという方向を考えてほしいと思います。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございました。それでは他に、皆さん方の意見を聞いたうえでご意見があればお願いしたいと思います。竹下委員お願いします。

(竹下委員)

児童相談所の現場で働いていた経験から、児童相談所全体の業務の中で、里親の開拓とか研修とか、その後の里親支援とか、里親に関わる業務というのは全体の児童相談業務とは少し異質な部分があると感じています。他市では民間委託している部分もあるので、是非そういった点も実際どうなのか、参考にさせていただきたいと思います。

それからもう一つは里親と共に、療育手帳の判定に関わる業務も国との関係もあり切り離すわけにはいかないのかもしれませんが、今後のテーマになるのかもしれませんが、市民の方から利便性ということも併せて、児童相談所で働く方も利用なさる方にもお互いに利便性の上がる方法を模索するというか、国との協議も必要になるかと思いますが、そちらの検討も是非取り入れていただければありがたいと思います。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。療育手帳については、他の中核市で設置したところから、児相から外しても良かったというご意見もあったようなので、こども発達センターなどでしっかりした審査が来ていますので、わざわざ児相に持つてくることもない、首長が発行すれば良い話で、児相を経由する必要はないのではないかという意見も出ていたかと思います。そこの辺りも今後検討の一つの案として考えていくのも大事かなと思いました。

それからフォスタリング機関の民営化については、国の方も進めていますので、おんちよう園さんもいらっしゃいますけど、そういった民間社会資源の開発を進めていくことで、児童相談所の役割をオールラウンドではなく制限していくということも大事かなと思います。ありがとうございます。

他は如何でしょうか。本間委員お願いします。

(本間委員)

相談所の職員もそうですけど、施設の職員も人材確保が出来ないという現状があるので、本当に集まるのかというのが心配です。児童相談所のケースワーカーには一度施設を見てもらいたい、現場を見て欲しいです。ファミリーホームにしても、里親の所に行ったりして、実際現場を見てからケースワークをやっているただかないと、職員もケースワーカーと時々トラブルがあるので、お互いに理解出来ている状態でやると分かると思います。また、ケースワーカーも一人当たり50人も100人も見ているという現状で、メンタルが崩れてしまうというのが外から見ていて分かるので、それをケア出来るような対応をしていただけると良いのかなと現場から見て感じています。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。その他ございますか。はいどうぞ。

(竹下委員)

人材確保の点で、先程川崎先生から、今の段階で県に研修に行かれたらというお話がありましたが、既に家庭児童相談室から、もう数年になりますかね、毎年福祉司或いは心理司が複数人、合計で7・8人になると思いますが、1年から2年と研修として行っていることは付け加えさせていただきます。

(柏女会長)

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

それでは、今いただいたご意見、様々な意見を頂戴しましたけども、市児童相



談所の開設に向けて、ぜひ活用していただきたい、その上でより良い児童相談所にしていただきたいと思えます。

今、大塚委員がお入りになりました、それではご意見を頂戴出来ればと思えます。経過を申し上げますと、基本構想については既に承認がなされました。その上で、今、議題の2(2)の方に入って最後になります、船橋市児童相談所の開設に向けた各委員からのアドバイスをお聞きしている所です。既に皆様方のご意見は終わりましたので、大塚委員からご発言をいただければと思えます、よろしくお願ひいたします。

(大塚委員)

よろしくお願ひします。重なっているかもしれませんが、人材確保に関して、職員の方のストレスというのが大きいと思うので、そこをどうケアするかということが、児童相談所の仕事の内容と同等に、スタッフの方のケアというのが人材確保にも繋がってくると思うので、他の所よりもそちらを強調するという作戦で人が集まればと思うのですが、ここは難しい所ですよ。

人がいないからお子さんを制限するということは無い方が良いでしょうけど、ある意味それも仕方がないという気持ちでやるしかないのかなと思ったりもします。

児童相談所のイメージは、歓迎している方もいるけれども、一方では子どもを取り上げられてしまうというイメージがある方もいるのだなと思いました。その辺りの、ただ措置するだけではなく、育児相談をメインで行うという所ももう少し強調して、イメージ戦略じゃないですが、そちらの方に行くといいかと思えます。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございました。

それでは、最後の検討会ということになりますので、委員の皆様方は去年から参加してこられての感想を一言ずつご挨拶お願ひします。ではまず会場参加の委員で、竹下委員と本間委員お願ひします。

(本間委員)

今回参加させていただいて、本当にありがたいと思えます。私達は児相から来た子を預かっていますが、子ども達が安全安心で親元に帰る、自立できるようにしている中で、ケースワーカーや心理司とのコミュニケーションが良くないとうまくいかないのかなと、人材が足りないというのがありますが、千葉市と千葉県の児相と施設と会議をしていますので、そういう所で情報交換が出来る、自由

に意見を言える場になれば良いと思います。子ども達から聞いた話の中で、一時保護所にいた時に勉強が遅れていたということがあったので、学習のケアをしてもらえると良いと申し上げたら、それを取り入れていただきまして、感謝しております。ありがとうございます。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。それでは竹下委員お願いします。

(竹下委員)

私も参加させていただいて、児童相談所で働いた経験がある中で感じた事を言わせていただきました。今、現在は船橋市に児童相談所はありませんので、市としては家庭児童相談室が家庭児童相談を担っているわけですが、職員は児童相談所への研修を通じてかなり力を付けています。職種も社会福祉司、保健師、教員なども含めて色んな人材を投入しているところです。公務員ですから他の部署へも異動するわけですが、それがまたそちらの現場で力を付けて、また児童福祉の現場に戻ってきてもらうよううまくローテーションしながら、児童相談所だけでなく関連の分野にも子どもの権利擁護を第一に考えて仕事するという文化が船橋市の中に更に浸透していくことを願っています。

(柏女会長)

それでは Web 参加の委員の皆様にご発言いただきたいと思います。宇佐美委員お願いいたします。

(宇佐美委員)

今日は参加させていただきありがとうございます。こうやって見相が出来ていくのだなと改めて思いながら、ただやはり皆さん仰るように人材確保と教育、その後の支援が大事だろうと思いますし、児童福祉司だけではなく教育、医療、そして司法も併せた各分野の顔が見えるような、せつかく船橋市という単位でやるので、顔が見える連携と支援が出来ると作った甲斐があるのではと思いますので、そこに何かお手伝いが出来ればと思いますので、参加させていただきありがとうございました。

(柏女会長)

ありがとうございました。それでは内田委員お願いいたします。

(内田委員)

今回は参加させていただいてありがとうございました。人が大事というのは皆さん仰るとおりで、これから児童相談所を作るにあたっては、そこに相談するなら子どものことは大丈夫と皆に思ってもらえる様な所にしていただきたいと思いますし、また一方で何かの時には厳しい対応も有り得るということを市民の方にしっかり広報していただきたいと思います。

(柏女会長)

はい、ありがとうございました。それでは大塚委員お願いいたします。

(大塚委員)

この度は私なんかが入って何か出来るのかと思いましたが、本当に良い児童相談所が出来たら良いと思っています。私は都内の児童相談所で虐待した保護者のカウンセリングしかやっていなくて、本当に一部の所しか知らないのですが、そこから見てもやはり本当に大変で、保護者の方とのやり取りとか大変ですし、児童相談所そのものについてはあまり言えないですが、スタッフの方のケアや多様な保護者についての研修なども行ってもらえたら良いなと思っています。

自分の勉強にもなりまして、参加させていただいて光栄に思っています。今後とも頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(柏女会長)

はい、ありがとうございます。それでは川崎委員お願いします。

(川崎委員)

今回こういう形で基本構想がまとまって大変良かったと思っています。色々な議論を積み重ねましたし、最後にパブリック・コメントも、人数が多いか少ないか分かりませんが、市民の方も関心があって意見を出してこられたということで、しっかりまとまったという点では良かったと思います。

ただ、ここが出発点ということになりますので、先程も人材確保の点とか、これから作っていく中で様々な課題があるので、構想案はここで終わりですけども、この後も大変だと思いますので、事務局の方などはしっかり頑張ってくださいなと思います。

私は県内の死亡事例の検証などをやっています、この間も市原市の事例を検証させていただいたのでですけども、やはり深刻な事案が県内でも発生している中で、こうした子どもの命を守っていくという仕事は本当に大変で、実際そこで働く方達は本当に苦労されると思います。そういう意味でも、児相を作るとい

うことと同時に、事務局の方々とそこに配置される人達をしっかりと研修等で保障し全体で支えていく、それが結果として船橋市の子どもの権利を擁護することになるという、そういう形というか、しっかり理解した上で取り組んでいただければと思います。

今回こういう形で検討会を開きましたけども、検討会を作る前にこどもの虹研修センターで結構な年月をかけて議論をして質問等を受けていましたので、そういう意味では今回は丁寧に色々な形で作り、良いものが出来たと思いますので、ぜひこれを活かした良い相談所を作っていただければと思います。以上です。

(柏女会長)

ありがとうございます。それでは最後に私から感想めいたことを述べさせていただきます。

去年冒頭の時にお話しましたけども、振り出しの仕事が千葉縣市川児相の心理職で船橋市の健診なども担当していました。その船橋市に関わることが出来て嬉しく思っています。市川児相の建替えの基本構想の策定委員長として関りを持ち、また更に今回船橋市の児童相談所、かつて管轄区域だった、今もそうですけども、その児童相談所の基本構想の策定に携わることが出来て嬉しく思います。そろそろ私の仕事人生も終わりですけれども、最初と最後を市川・船橋で締め括れるということがとても嬉しく思っています。十分な進行管理も出来ずに皆様方の意見も吸い上げることが出来なかったように思いますが、ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

今後、皆様方には船橋市児童相談所のサポーターとして、是非ご尽力をいただければと思います。恐らく設計段階でも様々な課題が出てくるのではないかと思います。今日頂いたご助言だけではなく、個別に市からお問い合わせがあるやもしれませんが、その時には委員は終わったのでというのは無しでご協力いただければと思います。私も今後は見守っていきたいと思います、本当にどうもありがとうございました。

それでは進行を事務局へお返ししたいと思います、よろしく申し上げます。

(藤沢課長補佐)

事務局でございます。今回をもちまして検討会は終了となります。事務局を代表しまして、健康福祉局長 大竹陽一郎より委員の皆様へのお礼のご挨拶を申し上げます。

(大竹局長)

委員の皆様には大変お忙しい中、当検討会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

これまで4回に渡りまして検討会を開催してまいりましたが、おかげさまで船橋市児童相談所基本構想(案)を取りまとめることができました。市を代表いたしまして心より御礼申し上げます。

今後につきましては、事務手続きを経まして、7月中に基本構想として正式に公表する形になります。

本日は基本構想だけではなく、具体的に児童相談所の開設に向けて、様々なご意見をいただきました。まさに今後の課題という形になってきますが、運営体制の構築、職員の確保と育成、そして施設の設計など、こういった所が本当に大きな課題となりますけども、今日皆様から適切なアドバイスをいただいたと思っております。大変難しい案件もあるかと思いましたが、最終的には市民の方々に、船橋市の児童相談所があつて良かったと思ってもらえるような施設を作りたい、運営して参りたいと思っております。

当検討会は今回で終わりとなりますが、開設までは時間がかかりますし、様々な課題が今後もあるかと思えます。その際には皆様からのご助言をいただくようなこともあるかと思えますが引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、柏女会長をはじめ委員の皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(藤沢課長補佐)

最後にご連絡となります。本日の議事録につきましては、事務局で作成した後、委員の皆様にご確認をしていただき、その後公開させていただきます。お忙しい中と存じますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。本日は遅い時間までご参加いただき、誠にありがとうございました。